協　　議　　事　　項

協議第　８号　合併の方式について

協議第　９号　合併の期日について

協議第１０号　新市の名称について

協議第１１号　新市の事務所の位置について

協議第１２号　一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第１３号　特別職の身分の取扱いについて

協議第１４号　新市まちづくり計画策定方針及び
　　新市まちづくり計画策定委員会規程について

協議第８号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成１５年７月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　中　村　功　一

記

合併前の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

資料1

協　議　事　項	合併の方式について	協　定　項　目　N　o　.	1

○新設合併と編入合併の比較

	新　設　合　併	編　入　合　併
定　　義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入（吸収）すること。
市町村の法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格は、すべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任される。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については合併特例法による特例あり。
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。
特別職の取り扱い	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 ※下記の行政委員会の委員については、新市長就任後の、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間、特別に委員を選任する手続きが別に定められている。 ○教育委員会　○選挙管理委員会 ○固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。

最近の先進事例

<新設合併>

平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	（篠山町、西紀町、丹南町、今田町）
平成13年1月21日	東京都	西東京市	（田無市、保谷市）
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	（浦和市、大宮市、与野市）
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	（津田町、大川町・志度町・寒川町・長尾町）
平成15年4月1日	宮城県	加美町	（中新田町、小野田町、宮崎町）
	群馬県	神流町	（万場町、中里村）
	山梨県	南アルプス市	（八田村、白根村、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町）
	岐阜県	山県市	（高富町、伊自良村、美山町）
	静岡県	静岡市	（静岡市、清水市）
	広島県	大崎上島町	（大崎町、東野町、木江町）
	香川県	東かがわ市	（引田町、白鳥町、大内町）
	福岡県	宗像市	（宗像市、玄海町）
	熊本県	あさぎり町	（上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村）
平成15年4月21日	山口県	周南市	（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）

<編入合併>

平成13年1月1日	新潟県	新潟市	（新潟市、黒崎町）
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	（潮来町、牛堀町）
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	（廿日市市、佐伯町、吉和村）
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	（新居浜市、別子山村）
	広島県	呉市	（呉市、下蒲刈町）

協議第９号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　中　村　功　一

記

合併の期日は、平成１７年（２００５年）2月１１日を目標とする。

資料１

協　議　事　項	合併の期日について	協定項目№.	2

留　意　事　項

１．合併の特例の期限

　合併の期日を考えるにあたり、特例期限内に定めることが数多くの優遇措置や特例が認められ、より住民に対する利益が見込まれると思われる。

　よって市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成１７年３月３１日までに合併を行う。

２　合併の期日を協議するポイント

◎新市への事務引き継ぎや公的行事、また一般事務の集中時期（住民票の異動・課税事務等の異動処理）から考えれば、９月～１１月までに合併することが一番望ましいと思われる。しかし、この期日までの合併は協議会の協議期間や合併までの事務手続き、新市への事務移行準備を考えると、あまりに期間が短く、円滑な移行が困難になると予想される。

◎新市へのスムーズな事務移行を考えると、前後に休日を挟むほうが望ましいと考える。

　以上のことから、特例の期限を見据え、かつ上記の協議ポイントを考慮した場合、平成１７年２月１１日が妥当と考える。

最近の先進事例

<合併の状況>

平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	（篠山町、西紀町、丹南町、今田町）	新設
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	（新潟市、黒崎町）	編入
平成13年1月21日	東京都	西東京市	（田無市、保谷市）	新設
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	（潮来町、牛堀町）	編入
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	（浦和市、大宮市、与野市）	新設
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	（津田町、大川町・志度町・寒川町・長尾町）	新設
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	（廿日市市、佐伯町、吉和村）	編入
平成15年4月1日	宮城県	加美町	（中新田町、小野田町、宮崎町）	新設
	群馬県	神流町	（万場町、中里村）	新設
	山梨県	南アルプス市	（八田村、白根村、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町）	新設
	岐阜県	山県市	（高富町、伊自良村、美山町）	新設
	静岡県	静岡市	（静岡市、清水市）	新設
	広島県	大崎上島町	（大崎町、東野町、木江町）	新設
	香川県	東かがわ市	（引田町、白鳥町、大内町）	新設
	福岡県	宗像市	（宗像市、玄海町）	新設
	熊本県	あさぎり町	（上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村）	新設
	愛媛県	新居浜市	（新居浜市、別子山村）	編入
	広島県	呉市	（呉市、下蒲刈町）	編入
平成15年4月21日	山口県	周南市	（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）	新設

<今後の主な合併予定>

平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	（本巣町、真正町、糸貫町、根尾村）	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	（厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町）	新設
	石川県	かほく市	（高松町、七塚町、宇ノ気町）	新設
	長崎県	壱岐市	（勝本町、郷ノ浦町、芦辺町、石田町）	新設
平成17年1月15日	熊本県	天草市	（本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町）	新設
平成17年2月～3月	栃木県	佐野市	（佐野市、田沼町、葛生町）	新設

協議第１０号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　中　村　功　一

記

新市の名称を決定する方針は次のとおりとする。

１．既存の名称を使わず、新市にふさわしい新たな名称を検討する。
２．住民が参加できるように、名称の公募を行う。
３．協議会規約第１２条に基づく小委員会を設置し、募集要項、選定方針等を定めたうえ、候補となる名称の選定等を行う。

資　料　1

協　議　事　項	新市の名称について	協定項目No.	3

留意事項	先進事例
《先進地事例から》 ・ 従来は、合併関係市町村の名称の一部を単純に組み合わせた例が多かった。 ・ 最近ではその地域の歴史や文化、地理的条件を考慮し名称を選択することが多くなった。 ・ 合併後の住民の一体感を醸成しやすく、新市への愛着を持ってもらいやすくするため、住民からの公募を行っているところが多数となっている。 ・ 既存の名称を使用することにより、合併協議が難航したり、協議会が解散している例が多い。 《新市の名称として使用しない既存名称》 八日市市、永源寺市、五個荘市、愛東市、湖東市	**あきる野市** 合併協議会最大の難関であった。旧秋川市の委員から、「秋川の名前も捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めよう。」という提案がされたが五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況であった。 小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。 最終的には、両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「**あきる野市**」が選ばれた。 **東かがわ市** 新市の名称は、一般公募を行い、応募された作品の中から小委員会で10点の候補作品を選定し、さらに協議会において3点に絞込みを行った。 3点に絞られた讃東、東かがわ、東瀬戸について再度協議会の場で全委員から意見を求められ多くの委員が支持した東かがわを委員全員の拍手を持って確認された。 **高島地域合併協議会** 新市の名称は、住民公募の後、新市名称･財産小委員会で候補名を選定した後、協議会で決定することとされた。 小委員会において、近江湖西市、近江高島市、高島市、西近江市、西びわこ市の5点が選定された。協議会で会長を含む委員全員で無記名による投票が行われ、1回目の投票で確認されていた2／3の得票を得た名称がなく、上位得票2作品による決選投票の結果、過半数以上の得票を得た西近江市に決定された。 彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町合併協議会 新市の名称は、現在の市町の名前以外で、新市にふさわしい名称を公募した後、小委員会で数点を選定する。 その後小委員会で選定された候補名称に既存の各市町の名称を加えた10点程度の新市名称候補により住民アンケートを行い、その結果を協議会に報告し協議した上で決定。

資　料　2

協　議　事　項	新市の名称について	協　定　項　目　No.	3

1　市　4　町　の　状　況

八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
(経過) 明治4年以来、地方自治制度の変遷に幾多の形態を経てきたが、昭和29年3月21日神崎郡八日市町と近隣の蒲生郡中野村が合併、さらに同年8月15日蒲生郡平田村、市辺村、玉緒村、神崎郡御園村、建部村と合併、県内5番目の市制を施行した。	(経過) 従来、蒲生郡、神崎郡、愛知郡の各郡に属し、区画を異にしていたが、神崎郡山上村と愛知郡東小椋村及び高野村が、昭和18年に合併して神崎郡永源寺村となり昭和28年町村合併促進法が公布されたのを機会に、県から蒲生郡市原村との合併計画が公表され、昭和30年4月1日に両村が合併して『永源寺町』が誕生した。	(経過) 明治22年町村制施行により山本村他8村が東五箇荘村、金堂村他6村が南五箇荘村、宮荘村他6村が北五箇荘村となり、同23年東五箇荘村が旭村と改称した。昭和28年町村合併促進法が公布されると、3ヶ村で町村合併促進協議会を設け、昭和30年1月1日に3ヶ村と安土町清水鼻が安土町から分離して合併、新しく五個荘町が誕生した。	(経過) 明治6年の区政、明治18年の連合戸長役場制を経て、明治22年の町村制施行により角井村、西小椋村が生まれ、昭和30年2月11日、昭和の大合併で2村が合併し「愛東村」が発足。昭和46年2月11日「愛東町」に改称。	(経過) 明治22年の町村制施行により、関係する30村が「東押立村」「西押立村」「豊椋村」として統合され、旧3村が成立した。昭和28年の町村合併促進法の施行を機会に、昭和29年11月3日にこの3村が合併して「湖東町」が発足した。
(名称の由来) 八日市の名は、聖徳太子が大阪四天王寺建立のための瓦を箕作山(みつくりやま)山麓で造らせ、各地から集まった人々に交易の道を教え、以来「八」の日に市が開かれたことによるものと伝えられています。	(名称の由来) 臨済宗永源寺派本山瑞石山永源寺の所在地にちなみつけられました。南北朝時代の康安元年(1361年)近江国の領守佐々木氏頼が、この地に伽藍(がらん)を建て、寂室元光禅師を迎えて開山され瑞石山永源寺と称しました。	(名称の由来) 中世の荘園時代、繖山(観音寺山(かんのんじやま))の東麓の底平な一帯には、南庄・北庄・東庄・橋爪庄・新八里庄の主要な5庄があり、「山前庄」と呼ばれていました。その「山前の庄」の別称が「五箇庄」であり、「山前五箇庄」などとも呼ばれました。現在の五個荘の町名の由来はそこからきているとされています。	(名称の由来) 愛知郡は6世紀ごろに渡来系民族である依智秦氏(えちはたし)がもたらした治水技術により愛知川の豊富な水を源として開拓され、愛知川を共通の水源とする神崎郡についても弥生時代から古墳時代にかけて集落が形成され共に発展してきた。当町はこの愛知郡の東に位置することから昭和30年の角井村、西小椋村合併に際し新村の名を「愛東村」と称した。	(名称の由来) 湖東町域は、文字どおり琵琶湖の東部、湖東平野の中心に位置するとともに、旧の「東押立村」「西押立村」「豊椋村」においては昭和23年10月に「組合立湖東中学校」を設立以来、「湖東」が関係住民の最も希望する名称として浸透し、昭和29年の合併に伴い「湖東町」の名称が誕生した。

新市名称候補選定小委員会設置要領（案）

（趣旨）

第１　この要領は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（以下「協議会」という。）小委員会規程第１０条の規程に基づき、新市名称候補選定小委員会（以下「名称選定小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２　名称選定小委員会は、協議会から付託された次に掲げる事項について、調査又は審議を行うものとする。

（１）新市名の選定基準に関すること。

（２）新市名募集要領に関すること。

（３）新市名の候補の選定。

（４）その他新市名の選定に関し必要な事項。

（組織）

第３　名称選定小委員会は、１０名以内の委員をもって組織する。

（補則）

第４　この要領に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成１５年７月３１日から施行する。

新市名称候補選定小委員会名簿

氏　　名	市　町　名	備考
高　橋　辰次郎	永源寺町	委員長
武　久　健　三	八日市市	副委員長
山 田 儀左衛門	八日市市	
市　田　重太郎	永源寺町	
西　村　　實	五個荘町	
平　居　貞　夫	五個荘町	
密　谷　要一郎	愛 東 町	
清　水　雅　晴	愛 東 町	
植　田　善　夫	湖 東 町	
廣　田　綾　子	湖 東 町	

協議第１１号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　中　村　功　一

記

新市の事務所の位置は次のとおりとする。

１．　新市の事務所は、新設せず、現八日市市役所を使用することとし、その位置は、　**八日市市緑町１０番５号**　とする。
２．　新市の事務所とならなかった合併前の各町の事務所については、支所とする。
３．　地方自治法第１５５条の規定に基づき定めている現永源寺町役場政所支所については、出張所とする。

資料　1

協議事項	新市の事務所の位置について	協定項目No.	4

新市の事務所の位置を決定する考え方	調整の具体的方針
・財政面から、新市の事務所は新設せず既存の建物を利用することとし、増築を最小限とするため既存床面積が広く、敷地面積も相当量あることが望ましい。 ・事務所は、住民の利便性を最優先とし、距離、交通面、国や県等の関係行政機関を含めた利便性について住民の立場で総合的に考えることが望ましい。	① 新市の事務所（本庁舎）は、現有庁舎を最大限に活用することとし、組織機構を勘案する中で、増築等庁舎整備を行うものとする。但し、本庁舎が整備されるまでの間、住民サービスや行政運営に支障をきたさないように庁舎の確保に努める。 ② 支所については、現有庁舎を活用し、住民の利便性を考慮した区域の設定を行い、住民の便宜を図るための事務が執行できる組織機構とする。（例えば、住民、戸籍、環境、税、福祉、道路河川維持管理、農林等の窓口業務） ③ 出張所については、現有庁舎を活用し、住民の便宜を図るため、窓口業務が執行できる組織機構とする。 （例えば、住民、戸籍、税等の窓口業務） ④ 各事務所間を結ぶコンピューターネットワーク等必要な機能整備を行い、住民サービスや行政運営に支障をきたさないように努める。 ⑤ 以上の方針に基づき調整の内容を定め、本庁、支所、出張所の具体的内容については、組織及び機構に関する事項の中で調整、協議を行う。

資　料　2

協　議　事　項	新市の事務所の位置について	協定項目Ｎｏ．	4

留　意　事　項　（　関　係　法　令　）

事務所の位置等に関する法令

地方自治法第４条〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕
　地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
２　前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
３　第１項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の３分の２以上の者の同意がなければならない。

　規定事項　　番地まで決定すべきが原則。（行政実例）

事務所　・・・　地方公共団体の主たる事務所を指す。市町村にあっては市役所又は町村役場とよばれている。

支所等に関する法令

地方自治法第１５５条〔支庁・地方事務所・支所・出張所の設置、区〕
　普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。
２　支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
３　第４条第２項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

行　政　実　例

　規定事項　　「支所」「出張所」
・支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。
・支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

資　料　３

協議事項	新市の事務所の位置について	協定項目No.	4

各市町の庁舎の状況

（人口、世帯数は平成１５年４月１日現在）

項目		八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
人口		４５，１４４人	６，４８８人	１１，９３５人	５，６８０人	９，１４９人
世帯数		１５，９４９世帯	１，８１４世帯	３，７０５世帯	１,４７５世帯	２，４８７世帯
行政区域		１７１	２６	２７	２３	３１
地理的条件	住所	八日市市緑町１０番５号	永源寺町大字山上１３０３番地	五個荘町竜田２の３番地	愛東町大字下中野４３１番地	湖東町大字池庄５０５番地
	主要アクセス道	名神高速道路	国道４２１号	国道８号	国道３０７号	国道３０７号
		国道　３０７号	県道　中里山上日野線	県道栗見八日市線	県道　外八日市線	県道　彦根八日市甲西線
		国道　４２１号	県道　多賀永源寺線	近江鉄道	県道　百済寺甲岸本線	県道　彦根湖東線
		近江鉄道			県道　中里山上日野線	県道　湖東愛知川線
	地区・区域	近隣商業地域	都市計画区域外	近隣商業地域	区域指定なし	区域指定なし
建物・敷地関係	竣工時期	昭和52年2月5日	昭和４６年８月	昭和５３年８月	昭和６１年６月	昭和５９年１１月
	施設規模	鉄筋コンクリート造 地下１階　・　４階建	鉄筋コンクリート造 ３階建	鉄筋コンクリート造 ３階建	鉄筋コンクリート造 ２階建	鉄筋コンクリート造 地下１階地上３階建
	延床面積（㎡）	９，０９９.００㎡	２，００６.９３㎡	３，１６６.５４㎡	３，１０７.１４㎡	３，８５４.１３㎡
	建築面積（㎡）	３，６８０.００㎡	８８６.２８５㎡	１，４６８.９９㎡	２，０２５.８１㎡	１，４０２.０４㎡
	敷地面積（㎡）	１５，３８１.００㎡	５，６１６.００㎡	６，３４２.８８㎡	８，９０２.００㎡	６，４０２.００㎡
	駐車場	１９０台	７０台	７２台	１１５台	８０台

資　料　4

協議事項	新市の事務所の位置について	協定項目No.	4

各市町に所在する国・県等関係行政機関

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
国	・大津地方法務局八日市出張所 ・八日市簡易裁判所 ・八日市区検察庁 ・八日市公共職業安定所 ・八日市労働基準監督署 ・農林水産省滋賀食料事務所八日市支所 ・近畿農政局滋賀統計情報事務所八日市出張所 ・近畿農政局新愛知川農業水利事業所	・近畿農政局新愛知川水利事業所永源寺支所			
県	・東近江地域振興局 ・愛知川流域田園整備事務所	・永源寺ダム管理事務所			・宇曽川ダム管理事務所
他	・愛知川沿岸土地改良区 ・東近江農業共済組合 ・東近江行政事務組合 ・布引斎苑組合 ・八日市衛生プラント組合			・愛知郡広域行政組合水道事業所	・湖東広域衛生管理組合リバースセンター（可燃ごみ焼却施設）

資　料　5

協議事項	新市の事務所の位置について	協定項目No.	4

先進地事例	
甲賀地域合併協議会	**・新市庁舎の新築・増改築の別、新市事務所の位置については将来の展望を踏まえて新市の中心、市民の利便性、交通に事情、他の官公署の位置等を勘案して、小委員会で案を作成後協議会に諮り決定する。** **・新市の庁舎にならなかった旧町の役場庁舎は支所として活用する。** **上記の内容で協議会に提案された。** 小委員会において ・新市の事務所は、合併に際しては新築せず既存の建物を増築、改修して利用する。 ・新市の事務所の位置は、当分の間、現水口町役場の位置とし、その機能を分担する庁舎として現水口町役場を水口庁舎、現甲南町役場を甲南庁舎と呼称して利用する。 ・現水口町役場以外の庁舎は支所として活用する。 と決定され、協議会に報告された。 協議会で ・小委員会報告の内容で確認された。
彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会	**・新市の事務所は、当面は既存の建物を使用し、その位置は既存の建物の規模、利便性他の行政機関との位置などを勘案して現彦根市役所とし、それ以外の各町の事務所は支所とする。** **上記の内容で協議会に提案された。** 協議会の意見として ・事務所を新築するかどうかは新市まちづくり計画の中で議論すべき ・現在の場所では今後の新市の発展につながっていかない などの意見が出されたため、当面の間とはおおむね１０年程度の期間との補足をつけ協議会で確認された。
高島地域合併協議会	**・新市庁舎の建築、増改築の別および新市の事務所の位置については、新市の中心、住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係、将来展望等を勘案して新市事務所小委員会で協議し、その結果を協議会の会議に諮って決定する。** **・市役所を設置する町以外の役場庁舎は支所として活用する。** **上記の内容で協議会に提案された。** 小委員会で 　新庁舎を建設するのであれば今津町の予定地とし、建設出来るまでの仮庁舎は新旭町役場とすることが決められ、順次協議会に報告をされている。（確認はされていない。）

各市町庁舎位置関係図

八日市市役所	→	永源寺町役場	9．7km	14分	永源寺町役場	→	五個荘町役場	16．5km	24分	五個荘町役場	→	愛東町役場	11．2km	16分
	→	五個荘町役場	6．8km	10分		→	愛東町役場	7．7km	11分		→	湖東町役場	7．8km	11分
	→	愛東町役場	6．2km	9分		→	湖東町役場	9．6km	14分	愛東町役場	→	湖東町役場	3．6km	5分
	→	湖東町役場	4．9km	7分										

協議第１２号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　中　村　功　一

記

１．一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第９条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
２．職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
３．職名及び職階については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
４．職員の給与については、新市において職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

資料．１

協議事項	一般職の職員の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	7

一般職の職員の身分の取扱いに関する法令

市町村合併が行われた場合、合併関係市町村の法人格が消滅するため一般職員の身分は消滅するが、合併特例法第９条の規定に基づき、合併関係市町村はその協議により、失職する一般職員を合併市町村の一般職員として引き続き身分を保有するように措置しなければならないこととされている。

市町村の合併の特例に関する法律

第九条　合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2　合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

資料．２

協議事項	一般職の職員の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	7

１市４町の現状

面積・人口・職員数

平成15年4月1日現在（単位：人）

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
面　積	52.60?	181.27?	16.28?	40.89?	26.53?	317.57?
人　口	45,144	6,488	11,935	5,680	9,149	78,396
議会事務局	4	1	2	1	1	9
市町村事務部局	287	90	74	59	78	588
うち医療機関	-	(4)	-	(6)	(4)	(14)
うち消防	-	-	-	-	-	-
教育委員会事務部局	116	23	54	18	33	244
監査委員事務部局	2	（兼務）	（兼務）	（兼務）	（兼務）	2
農業委員会事務部局	3	（兼務）	2	（兼務）	（兼務）	5
公営企業(水道事業)の職員	13	-	2	-	-	20
公平委員会	（兼務）	（兼務）	（兼務）	（兼務）	（兼務）	-
選挙管理委員会事務局	（兼務）	（兼務）	（兼務）	（兼務）	（兼務）	-
計	425	114	134	78	112	863
計（医療機関及び消防職員を除く）	425	110	134	72	108	849

職員年齢構成

平成15年4月1日現在（単位：人）

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
～１９歳	1	0	0	0	0	1
２０～２９歳	49	15	27	14	7	112
３０～３９歳	83	35	32	17	25	192
４０～４９歳	158	46	45	34	43	326
５０～５９歳	130	15	28	13	36	222
６０歳～	4	3	2	0	1	10
計	425	114	134	78	112	863

面積・人口規模類似自治体の状況

面積・人口・職員数

（単位：人）

彦根市	草津市	京都府 舞鶴市	新潟県 柏崎市
98.15?	48.22?	342.11?	316.29?
107,255	111,567	94,050	85,846
7	5	8	5
1,140	541	921	597
(442)	-	(221)	-
(132)	-	(127)	-
200	140	99	140
3	3	4	5
5	4	4	5
42	47	43	81(ガス水道)
（兼務）	（兼務）	（兼務）	（兼務）
2	2	（兼務）	5
1,399	742	1,079	838
825	742	731	838

資料．３

協議事項	一般職の職員の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	7

職務分類現況

行政職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
１級	主事、技師	主事補、技師補	主事補、技師補	主事補、技師補	主事補、技師補
２級	主事、技師	主事、技師	主事、技師	主事、技師	主事、技師
３級	主事、技師	主事、技師	主任主事	主事、技師	主任主事、主任技師
４級	主任	主任	主査	主任	主査
５級	主査	主査	係長	主査	係長
６級	係長、副主幹、専門員	主幹	課(局･室)長補佐	課長補佐、専門員	課長補佐、主幹
７級	課長補佐、主幹	副課長	課(局･室)長、参事	課長、参事	課長、参事
８級	課長、次長	課長	主監、課長	課長	課長
９級	部長				

※この表は他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

教育職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
１級		園長、教諭	行政職を適用	教諭	行政職を適用
２級	係長、指導主事			教諭	
３級	課長、課長補佐			教諭	
４級	参事、委員会が指定する課長			教諭	

※八日市市は派遣職員のみ。（幼稚園教諭は行政職を適用）

医療職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
1表	行政職を適用	医師1～4級	行政職を適用	医師１～4級	医師1～4級
2表					
3表		看護師、保健師1～5級		看護師、理学・作業療養師1～5級	看護師、保健師1～5級

※八日市市、五個荘町、愛東町保健師は行政職を適用

技能労務職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
１級	技能員、労務員	技能職　1級42号 労務職　1級45号	技能職　1級42号 労務職　1級45号	技能職　1級42号 労務職　1級45号	技能職　1級42号 労務職　1級45号
２級	技能主任、労務主任				
３級	技能主査				
４級					

※この表は、公用車運転手、労務員、給食調理員に適用される。

資料．４

協議事項	一般職の職員の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	7

先進地事例

兵庫県篠山市

（１）篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

（２）職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

（３）職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。

（４）給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別表級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

東京都西東京市

（１）一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第９条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

（２）職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

（３）職名及び任用用件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

（４）給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保証する。

熊本県あさぎり市

（１）一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第９条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

（２）職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

（３）職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

（４）職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。

香川県東かがわ市

（１）職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

（２）職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。

（３）職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。

（４）職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

協議第１３号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　中　村　功　一

記

１．合併関係市町の特別職については、法令に基づき、合併の日の前日に全員失職する。
２．新市における特別職については、下記のとおり取扱う。
（１） 常勤特別職については、新市において新たに選任する。
（２） 行政委員会の特別職については、法令等の定めるところに従い調整する。
（３） 審議会・委員会等の附属機関及びその他の特別職については、現に合併関係市町に設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、現行の制度をもとに統合・調整し、新市において新たに選任する。

資料．１

協議事項	特別職の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	8

特別職の現状

１．常勤特別職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
市町長	H14.12．1～H18.11.30	H14．4.22～H18．4.21	H15．2．1～H19．1.31	H11．7.16～H15．7.15	H14．4.28～H18．4.27
助　役	H15．1．1～H18.12.31	H12．4．1～H16．3.31	H15．4．1～H19．3.31	H13．1．1～H16.12.31	H14．6．1～H18．5.31
収入役	H15．1．1～H18.12.31	H14．4．1～H18．3.31		H12．1．1～H15.12.31	H12．1．1～H15.12.31

２．非常勤特別職

①議会議員(協定項目ＮＯ．５で協議)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
任　期	H11.8.15～H15.8.14	H15.4.30～H19.4.29	H11.10.16～H15.10.15	H12.2.11～H16.2.10	H11.10.5～15.10.4

②地方自治法第１８０条の５の定めにより設置しなければならない委員会（行政委員会）・・・資料３参照

行政委員会・・・資料３参照

種　類	委員数
教育委員会	各市町５名（教育長を含む）
選挙管理委員会	各市町４名
公平委員会	各市町３名
監査委員	各市町２名
固定資産評価審査委員会	八日市市９名　永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町…各３名
農業委員会(協定項目ＮＯ．６で協議)	

③審議会・委員会等の附属機関及びその他の特別職・・・資料４参照

資料．２

協議事項	特別職の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	8

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

○地方自治法(昭和22年・法律第67号)

第１６１条　都道府県に副知事１人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

２　市町村に助役１人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

３　副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第１６２条　副知事及び**助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。**

第１６３条　副知事及び**助役の任期は、４年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。**

第１６８条　都道府県に出納長を置く。

２　市町村に収入役１人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

３　都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

４　副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

５　副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

６　出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

７　第１４１条、第１４２条、第１５９条、第１６２条、第１６３条本文及び第１６４条の規定は、出納長及び収入役に準用する。

８　出納長及び収入役が、前項において準用する第１４２条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

９　第１４３条第２項から第４項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第１８０条の５　執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会は、次の通りである。

(1)　教育委員会

(2)　選挙管理委員会

(3)　人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会

(4)　監査委員

（第２項　省略）

３　第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

(1)　農業委員会

(2)　固定資産評価審査委員会　　（第４項から第８項　省略）

○地方公務員法（昭和25年・法律261号）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第３条　地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

２　一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

３　特別職は、左に掲げる職とする。

(1)　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の(2)　地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の(3)　地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2)　法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3)　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4)　地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5)　非常勤の消防団員及び水防団員の職

資　料　．３

協　議　事　項	特別職の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	8

地方自治法第１８０条の５の定めにより設置しなければならない委員会及び委員の概要

行政委員会

種類＼事項	法令の根拠	権　　限	組　織（委員会の身分的取扱等）			合併直後の取扱い
			委　員　数	任　　期	選任の方法	
教育委員会	法１８０の８ 地教行法２～１５	教育機関の管理、教職員の任免、学校の組織編成等、教育・学術・文化に関する事務の管理執行	５　人	４　年	議会の同意を得て長が任命	市長職務執行者が、合併関係市町の教育委員の中から臨時の委員を選任する。 （地教行法第１８条第１項）
選挙管理委員会	法１８１～１９４	選挙に関する事務、これに関係のある事務の管理	４　人	４　年	議会において選挙	合併関係市町の委員の互選により、定めた者をもってあてる。 （地方自治法施行令第４条）
公平委員会	法２０２の２(1)(2) 地公法７～１２	職員の勤務条件に関する措置要求・不利益処分にかかる審査	３　人	４　年	議会の同意を得て長が選任	新市長就任後の最初の議会において、同意を得るまで設置しない。
監査委員	法１９５～２０２、２５２の３２、２５２の３３、２５２の３５、２５２の３６、２５２の３８～２５２の４４	財務に関する事務の執行・経営にかかる事務の管理・一般行政事務の執行に関する監査の実施・外部監査契約に基づく監査に関する事務	市３～２人	・識見を有する者 ４　年 ・議員 ４年(任期満了)	議会の同意を得て長が選任	
農業委員会	（協定項目Ｎｏ．６で協議）					
固定資産評価審査委員会	法２０２の２(5) 地税法４２３～４２８	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	３人以上	３　年	議会の同意を得て長が選任	市長職務執行者が、合併関係市町の委員の中から選任する。 新市長就任後、再度、合併関係市町の委員の中から選任する。 （地税法４２４条の第８項）

法　：地方自治法　　地教行法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

地公法：地方公務員法　　地税法　：地方税法

資料．４

協　議　事　項	特別職の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	8

非常勤特別職の調べ（平成１５年４月１日現在）

NO．１

区　　分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
総合（発展）計画審議会委員	○	○	○	○	○
特別職報酬等審議会委員	○	○	○	○	○
顧問弁護士	○		○		
公務災害補償等認定委員会委員	○	○	○	○	
公務災害補償等審議（査）会委員	○	○	○	○	
臨時選挙管理委員会委員	○				
投票管理者	○	○	○	○	○
投票立会人	○	○	○	○	○
開票管理者	○	○	○	○	○
開票立会人	○	○	○	○	○
選挙長	○	○	○	○	○
選挙立会人	○	○	○	○	○
選挙管理委員会補充員	○	○	○	○	○
賞じゆつ金審査委員会委員		○			
防災会議委員	○	○	○	○	○
情報公開審査会委員	○	○	○	○	○
個人情報保護審議会委員	○				
事務嘱託員	○	○	○		
区長				○	○
統計調査員	○	○	○	○	○
固定資産評価員	○		○		
固定資産評価補助員	○	○	○		
特別土地保有税審議会委員	○		○	○	○
法律相談員（弁護士）	○	○	○	○	○
地域開発審議会委員				○	
建築物等実態調査員	○				
建築審査会委員	○				
都市計画審議会委員	○				○

区　　分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
交通指導員	○	○	○	○	○
交通安全対策会議委員	○	○	○	○	○
国民健康保険運営協議会委員	○	○	○	○	○
介護認定審査会委員	○			○	○
介護保険運営協議会委員	○	○	○	○	○
母子厚生嘱託員	○				
障害認定判定医	○				
嘱託医	○				
予防衛生医師		○			
町医				○	
産業医	○			○	○
厚生嘱託員　総務委員	○				
心身障害児教育推進協議会委員	○				
心身障害児就学指導委員					○
民生委員推薦(会)委員	○	○	○	○	○
高齢者保健福祉推進会議委員	○			○	
市民健康づくり推進協議会委員	○				
母子福祉推進員				○	
老人措置判定会議委員				○	
保健福祉計画審議会委員					○
保育所運営委員会委員		○	○		○
環境審議会委員	○			○	
環境保全対策審議会委員			○		
環境保全審査会委員	○	○			
廃棄物減量等推進審議会委員	○				
地域環境推進長				○	
廃棄物不法投棄監視員	○	○		○	○
公害対策審議会委員		○			○

協　議　事　項	特別職の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	8

NO．2

区　　分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
バス導入委員会委員（学識経験者・一般）	○				
市・町営住宅運営委員会委員	○		○		
市・町営住宅管理人	○		○		
住宅新築資金等貸付調査委員会委員	○				
町営住宅入居者選考委員会委員				○	
住宅運営委員		○			
水防協議会委員		○	○		
明るい選挙推進委員			○	○	
簡易水道運営委員		○			
公共下水道事業審議会委員	○		○		
水道事業運営委員			○		
水道水源保護審議会委員	○				
土地利用促進対策審議会委員		○			
土地区画整理審議会委員	○				
土地区画整理事業評価員	○				
山村開発センター等運営協議会委員		○			
町営林運営委員会委員		○			
町営林看守人		○			
国民宿舎運営委員会委員					
損害評価会委員	○		○		
農業委員会委員補助員	○				
農業組合長				○	○
農業所得標準審議会委員		○	○		
農薬安全使用対策委員会委員		○			
同和対策推進協議会委員	○		○	○	
同和事業促進協議会委員				○	
同和教育啓発協力員				○	
商工業振興審議会委員	○				

区　　分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
林業村落振興推進活動協議会委員		○			
林業構造改善協議会委員		○			
猟区運営委員会委員		○			
墓地管理人		○			
生活改善センター運営委員		○			
公設地方卸売市場運営協議会委員	○				
公民館長	○				
公民館運営審議会委員	○		○	○	○
図書館運営協議会委員	○	○	○		○
図書サロン運営委員				○	
社会教育委員	○	○	○	○	○
社会教育（生涯学習）指導員		○	○		
社会同和教育指導員			○		
社会同和教育推進員				○	
児童館運営委員会委員					○
青少年問題協議会委員	○	○	○	○	○
青少年育成推進員		○	○	○	
体育指導委員	○	○	○	○	○
スポーツ振興審議会委員	○				
文化財保護審議会委員	○	○	○		○
文化財専門委員		○		○	
歴史博物館運営委員会委員			○		○
伝統的建造物群保存地区保存審議会委員			○		
地域総合センター運営委員				○	
文化センター運営委員				○	
文化学習センター運営委員会委員			○		
農村運動広場運営委員				○	
学校体育施設開放事業運営委員会委員		○			

協　議　事　項	特別職の身分の取扱いについて	協定項目Ｎｏ．	8

区　　分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
学校医	○	○	○	○	○
幼稚園医・保育園医	○	○	○	○	○
学校歯科医	○	○	○	○	○
幼稚園歯科医・保育園歯科医	○	○	○	○	○
園・学校薬剤師	○	○	○	○	○
学校評議員（幼稚園評議員を含む）	○				
学校給食運営委員会委員		○			
学校給食センター運営委員			○		
消防団長	○	○	○	○	○
消防団副団長	○	○	○	○	○
消防団分団長	○	○	○		
消防団副分団長	○		○		
消防団部長	○	○	○	○	○
消防団班長	○	○	○	○	○
消防団運転手	○		○		
消防団員	○	○	○	○	○
機関団員		○	○		○
人権尊重（擁護）審議会委員	○			○	○
女性問題リポーター					○
女性アドバイザー					○
女性町政モニター				○	
男女共同参画社会づくり懇話会委員			○		○
コミュニティーネットワーク放送番組審議会委員					○
ほのぼの顕彰選定委員会委員					○
西堀榮三郎記念探検の殿堂運営協議会委員					○
西堀榮三郎記念探検の殿堂顕彰者審議会委員					○
河辺いきものの森運営委員	○				
女性の人権相談員	○				

区　　分	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
小口簡易資金貸付審査会委員	○				
市民活動支援事業審査委員会委員	○				
市制50周年記念事業準備委員会委員	○				
在宅介護支援センター運営協議会委員	○	○			
児童虐待防止ネットワーク協議会委員	○				
住宅需要実態調査員	○				
地域教育力・体験活動推進協議会委員	○				
介護相談員	○				
町史編纂委員		○			

協議第１４号

新市まちづくり計画策定方針および
新市まちづくり計画策定委員会規程について

新市まちづくり計画策定方針および新市まちづくり計画策定委員会規程について、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　中　村　功　一

記

新市まちづくり計画策定方針および新市まちづくり策定委員会規程については、別紙のとおりとする。

新市まちづくり計画の策定方針

新市まちづくり計画（市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する「市町村建設計画」）は、合併市町の将来のまちづくりに関するビジョンを住民に提示するとともに、新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。策定にあたっては、次のような方針で臨むものとします。

○ この計画は、合併関係市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指して策定します。

○ この計画は、合併関係市町の総合発展計画の内容や精神を十分検討しつつ、新市の広い視点にたって策定します。

○ この計画は、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、将来を見据えた長期的視野にたって策定します。

○ この計画は、シンポジウムの開催、住民アンケートの実施などにより、住民意識の把握に努め、住民の意見が反映するよう策定します。

○ この計画における新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うよう策定します。

○ この計画のより詳細かつ具体的な内容については、合併後、新市において策定する総合発展計画などに委ねます。

計画の構成

この計画は、新市のまちづくりを進めていくための「基本方針」、基本方針を実現していくための「主要施策」、「公共的施設の整備統合」および「財政計画」を中心に構成します。

計画の期間

この計画における主要施策、公共的施設の整備統合および財政計画は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く１０年度間にかかるものとします。

計画策定の体制

この計画の策定については、合併協議会規約第１５条の規定に基づく附属機関として「新市まちづくり計画策定委員会」を設置し協議のうえ、合併協議会で決定します。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会
新市まちづくり計画策定委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第１５条第２項の規定に基づき、新市まちづくり計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、協議会から付託された新市まちづくり計画策定のための調査及び審議をするものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員３０名以内をもって組織する。

２　委員は、次号に掲げる者のうちから協議会の会長が委嘱する。

（１）協議会委員（以下「１号委員」という。）　１０名以内

（２）識見を有する者（以下「２号委員」という。）　２名以内

（３）公募による合併関係市町の住民（以下「３号委員」という）　１８名以内

３　１号委員は協議会の会長が協議会の会議に諮り委員の中から指名し、２号委員及び３号委員は、協議会の会長及び副会長が協議の上、これを定める。

４　委員の任期は、委員会の目的が達成されたと認められる日までとする。

（役員）

第４条　委員会には、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

（職務）

第５条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　委員は、委員会に出席し、新市全域にわたる広い視野に立ち、新市のまちづくりに関して発展的かつ積極的に意見や提案、要望等を述べる。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（関係者の出席）
第７条　委員長は、必要に応じて関係者等委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

（報告）
第８条　委員長は、委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）
第 10 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則
この規程は、平成１５年７月３１日から施行する。